

耕地利用細則

第一條 本組合是款第四十四條ノ中ニテ耕種地及其附屬設備ノ利用ニ關スル細則ヲ定ムルコト左ノ如シ

第二條 本組合ニ於テ組合員ヲシテ利用セラルル農業用地ハ組合員及組合員外ヨリ賃借シ之ヲ組合員ニ賃貸スルモノトス  
必要ナル場合ニ於テハ理事會ノ決議ヲ以テ耕地ヲ買収シ之ヲ賃貸スルコトヲ得

第三條 組合員ハ理事會ノ決議ヲ受ケルニ非ラハ本組合區域内ニ於テ新得スル耕地ヲ組合ニ提供セズシテ組合員外ノモノニ賃借セズ又ハ組合員外ヨリ耕地ヲ借受ケ之ヲ耕作スルコトヲ得ス

第四條 組合ニ於テ第三條第一項ノ耕地ノ賃借ヲナス場合ニ於テハ耕地所有者ト賃借契約ヲ締結シ別ニ定ムル賃借借契ノ約款ヲ交換スルモノトス  
前項ノ場合ニ於テハ別ニ定ムル管理料ヲ耕地所有者ヨリ徴收スルモノトス

第五條 組合員耕地ヲ利用セントスルトキハ其耕地ノ字地番及別及制限等ヲ組合ニ申出ツルコトヲ要ス

第六條 前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ申込人ニ其諾否ヲ通知スルモノトス  
第六條 同一ノ地所ニツキ人ノ以上ノ利用希望者アルトキハ希望者者等協調シテ外左ノ順位ヲ以テ利用者ヲ定ム

(一) 從來ヨリ引續キ利用セルモノヲ先ニス  
(二) 居宅ヨリノ距離ヲ參酌シテ其近キモノヲ先ニス  
(三) 現在利用スヘキ耕地ヲ有スルモノト有セザルモノトアルトキハ有セザルモノヲ先ニス

(四) 家族ニ多クアルトキハ多クモノヲ先ニス  
ホ 此等ノ事情ヲ以テ決スル能ハサルトキハ抽籤シテ之ヲ定ム  
第七條 耕地ヲ利用セル組合員ニ對シテハ別ニ定ムル耕地利用契約書ヲ差出サシムルモノトス

第八條 耕地ヲ利用スル組合員ハ其耕地ニ對シ別項所定ノ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス  
第九條 耕地利用料ハ玄米ヲ以テス

第十條 前項ノ利用料ハ利用料徴收當時ノ時價ニ換算シテ金納スルコトヲ得  
第十條 利用料ハ毎年十一月二十五日限リ本組合農業倉庫